



**Free  
Wi-Fi**



小山町サテライトオフィス設置事業費助成金（手引き）

## ○目的

新型コロナウイルス感染症対策により移動が制限される中、就労者を取り巻く環境は大きく変化し、リモートワークを取り入れる企業が増加したことから、サテライトオフィス等の新たな働き方が注目されている。

このため、本町の「産業振興」及び「雇用の拡大」を図るため、新たにサテライトオフィスを整備する事業者に対し、「サテライトオフィス設置事業費助成金」を交付し、予算の範囲内で事業の促進を図ることを目的とする。

## ○定義

- ・事業者とは、町外に本社を有し、会社法第2条第1号（会社、株式会社、合同会社など）に規定する会社又は町外に存在する個人事業主であること。
- ・サテライトオフィスとは、事業者が拠点事務所から離れた場所に取得又は賃貸借した事務所等を活用して設置した事務所であって、役員又は従業員が拠点事務所の業務を行う就業場所たる事務所であること。
- ・従業員とは、雇用保険法第4条第1項に規定する被保険者及びパートタイマーであること。

## ○交付対象者

- ・助成金申請時においてサテライトオフィスを設置した後、1年以上運用される事業者であること。
- ・新たに設置するサテライトオフィスに役員又は従業員を2人以上置く事業者であること。

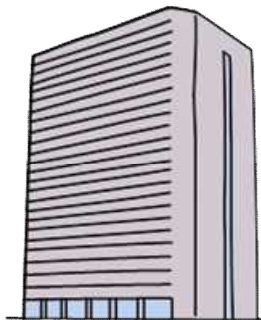
○交付対象経費

町内で新たにサテライトオフィスを設置する事業に係る建物の改修、購入又は新築に要する経費

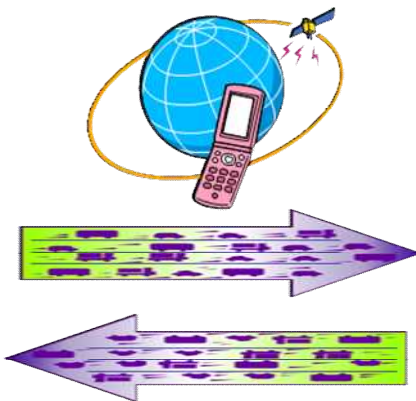
○助成金の額

交付対象経費に2分の1を乗じて得た額以内の額とし、100万円を限度とする。（1,000円未満の端数があるときは、切り捨てるものとする。）

拠点事務所(町外)



本社を有する  
(個人事業主可)



拠点事務所から離れた場所(町内)



助成金の交付は、  
1事業者につき1回限りとする。

新たにサテライトオフィスを設置し、  
役員又は従業員を2人以上置き、1年以上サテライトオフィスとして運用する。